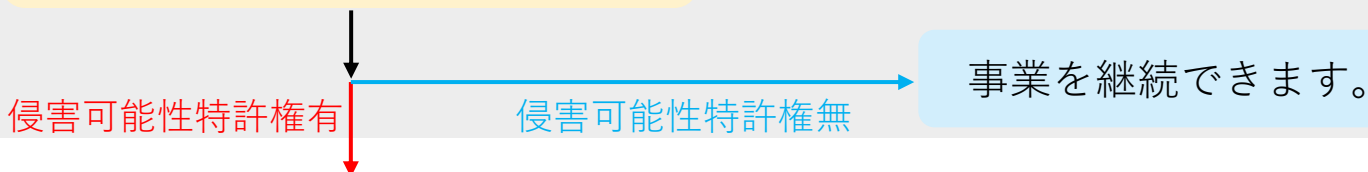


# 特許侵害予防調査-対応策（鑑定他）のフロー

## ・ 特許侵害予防調査

①侵害する恐れのある特許権の有無を調査



## ・ 対応策の検討（鑑定他※）

①他社の特許権と貴社の事業を比較し、他社の特許権を侵害するかどうかを検討

侵害  
しない

事業を継続できます。

侵害する

②他者の特許権の無効理由の有無を検討

※無効理由：特許権が無効であること理由

無効理由  
あり

他社の特許権が無効となるべきであるとの認定をもって、事業継続の判断をします。

無効理由  
なし

※ 別途費用発生

- ・ 他社の特許権を侵害しないように設計変更をする
- ・ ライセンシング交渉を検討／事業断念

### ◇もしも他者の特許を侵害してしまうと？

→差止請求をされて事業を継続できなくなったり損害賠償を請求されたりする可能性があります。

## 特許侵害予防調査等の概要（特許）

侵害可能性のある他者の特許・実用新案権を索出します。  
※索出された個々の権利に抵触するか否かの判断は含まれません。

## 鑑定の概要（特許）

ご依頼の技術内容が他者の権利に抵触するか否かを判断します。  
※利用目的に応じて、料金の変動します。

## 特許権を侵害するか否かの判断

◇対象の特許の請求項に記載の構成を全て含む場合、侵害に当たります。

### <他社の特許権>

AとBとCを備える装置。



### <貴社の事業>

・AとBを備える装置

→Cを備えないため、侵害にあたりません。

・AとBとCとDを備える装置

→AとBとCを備えるため（Dを備えていても）侵害にあたります。

・AとBとC'を備える装置

→CとC'の違いが発明の本質的部分でない等、違いがわずかなものである場合、侵害にあたる可能性があります（均等侵害）。